

消費税軽減税率対策窓口相談等事業
複数税率対応レジ導入等助成金
募集要綱

令和元年 9 月



消費税軽減税率対策窓口相談等事業 複数税率対応レジ導入等助成金 募集要綱

令和元年6月20日
改正 令和元年9月24日
北海道中小企業団体中央会

1. 事業目的

令和元年10月に導入が予定されている消費税軽減税率制度について、複数税率対応レジ導入等を促進するため、国の補助金制度を利用する本会の会員又は会員である組合（連合会は除くものとし、以下「組合」といいます。）の組合員（以下「組合員」といいます。）に対し自己負担分の費用の一部を助成します。（以下、「会員」の中には「組合」が含まれています。）

2. 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、本会の会員又は組合の組合員であって、次の全ての要件に該当する者としてします。

- (1) 消費税軽減税率制度へ対応するため、複数税率対応レジ等の導入（リースによる導入を除きます。）又は複数税率に対応していない既存のレジ等を改修しようとする者であること。
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置された軽減税率対策補助金事務局が交付する消費税軽減税率対策費補助金の対象区分A型（以下「国の補助金」といいます。）の補助事業者であること。
- (3) 平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に、上記（1）の契約等の手続を完了していること。

3. 助成対象経費

助成金の対象となる経費は、国の補助金に係る補助対象経費のうちの会員又は組合員の自己負担分について本会が必要かつ適当と認めたものとしてします。

4. 助成金額

助成対象経費の2分の1以内とし、上限を10万円とします。

5. 全体のスケジュール

日 程	中 央 会	会 員
6月20日(木)	募集の開始	申請書類の提出
12月23日(月) ※予算が不足する場合は、締切前に申請の受付を中止することがあります。	募集の締切	
申請書類の提出後 審査後速やかに	審査 ↓ 決定・通知	組合から 組合員に通知
国の補助金の補助金交付決定通知 兼補助金確定通知書を受領後～	審査 ↓ 助成額の確定・通知	実績報告書の提出 組合から 組合員に通知
請求書受領後～ 3月31日(火)まで	助成金の支払	請求書の提出 ※通知受領後5日以内
		組合から組合員へ 助成金の支払 ※中央会からの助成金受領後 5日以内 支払報告書の提出 ※組合員への支払完了後 5日以内

6. 申請方法

助成金の交付を受けようとするときは、(1)の書類を、(2)の提出期限・方法にしたがって提出してください。

組合員の申請は、組合が取りまとめて行ってください。

組合は、申請しようとする組合員の申請内容を取りまとめの上、一括又は複数回に分けて申請してください。

(1) 提出書類

交付規程及び募集要綱を必ずご確認の上で、交付規程に定められた以下の書類を提出してください。

No.	提出書類	添付書類	備考
1	助成金交付申請書【様式第1】		会員が作成
2	会員の概要【様式第1-別紙1】	(組合の場合) 組合員名簿	会員が作成
3	申請者及び申請内容一覧【様式第1-別紙2】		会員が作成
4	申請者及び申請内容(個別票)【様式第1-別紙3】	国の補助金のA型申請書類一式の写し	会員又は組合員が作成

※提出書類は、正本1部、正本の写し1部を提出してください。

(2) 提出期限・方法

ア 提出期限

令和元年12月23日(月)(当日必着)

※ 予算が不足する場合は、締切前に申請の受付を中止することがありますので、できるだけ早く提出してください。

イ 提出方法

郵送又は直接ご持参ください。

ウ 提出先

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3階
北海道中小企業団体中央会 連携支援部 (電話) 011-231-1919

7. 申請後の手続き・留意事項

(1) 助成金交付決定通知書

本会は、申請書類の提出があったときは、内容を審査し、助成金の交付の決定を行い、助成金交付決定通知書により、申請者に通知します。

組合員分を取りまとめて申請を行った組合は、該当する組合員に決定内容を通知してください。

組合員分を取りまとめて申請を行った組合は、助成金の交付決定後において、本

会から通知される事項をその都度、組合員に通知してください。

(2) 国の補助金の交付状況の把握

組合員分を取りまとめて申請を行った組合は、該当する組合員の国の補助金の交付状況を適確に把握するように努めてください。

(3) 実績報告

申請者は、国の補助金について軽減税率対策補助金事務局から補助金交付決定通知兼補助金確定通知を受けたときは、速やかに実績報告書に必要書類を添えて、本会に提出してください。

組合員分を取りまとめて申請を行った場合は、実績報告書の提出は、原則として組合が一括して行ってください。

(4) 助成金額確定通知

本会は、実績報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書により、申請者に通知します。

(5) 助成金請求書

申請者は、本会から助成金額確定通知書を受けた日から5日以内に、助成金請求書を本会に提出してください。

(6) 助成金の支払

本会は、助成金請求書の提出を受けたときは、申請者から指定された金融機関の口座に振込みにより助成金を支払います。

(7) 組合員への支払

組合員分を取りまとめて申請を行った組合は、本会から助成金の口座振込があった日から5日以内に、組合員へ助成金を支払ってください。

組合員への支払方法は、必ず金融機関の口座への振込みにより行ってください。振込手数料を組合又は組合員のどちらが負担するかは、組合において決定してください。

(8) 支払報告書の提出

組合員分を取りまとめて申請を行った組合は、組合員へ助成金の支払いを完了した日から5日以内に、支払報告書に振込明細書の写し等の振込を行った証拠書類を添えて、本会に提出してください。

(9) 変更等

国の補助金の額等が変動し、助成対象経費の額に変更が生じたときは、申請者は、速やかに助成対象経費の変更承認申請書に必要書類を添えて本会に提出し、本会の承認を受けてください。

また、国の補助金を取り下げた場合や、審査の結果、補助金が交付されないこととなった場合、また、助成金の交付を辞退しようとする時は、申請者は、速やかに辞退承認申請書に必要書類を添えて本会に提出し、本会の承認を受けてください。

8. その他

必要な様式やその他の事項については、交付規程を確認してください。